

福岡県公報

平成24年4月10日
第3385号

目次

告示 (第703号 - 第722号)

○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○道路の供用の開始	(道路維持課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○福岡県営都市公園に係る手数料の徴収事務の委託	(公園街路課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	3
○指定介護老人福祉施設の指定	(高齢者支援課)	4
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6

公 告

- 福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金の承認 (県民文化スポーツ課) 7
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (会計管理局会計課) 7

告 示

福岡県告示第703号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	片縄線 下白水	春日市下白水北四丁目81番1先から 春日市下白水北四丁目89番1先まで

福岡県告示第704号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	片縄線 下白水	春日市下白水北六丁目122番1先から 春日市下白水北四丁目154番5先まで

福岡県告示第705号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称（第一工区）

田川市大字伊加利1787番、1970番3の一部、1907番9、1907番12から1907番14まで、1913番1、1914番、1915番2から1915番4まで、1924番2から1924番7まで、1925番1、1925番6から1925番9まで、1928番9から1928番11まで、1932番7、1932番8、1932番12から1932番14まで、1947番2、1947番4の一部、1947番9、1947番10、1947番13、1948番1、1948番3、1948番7から1948番83まで、1948番86、1948番87、1952番4から1952番52まで、1952番54から1952番68まで、1954番1から1954番32まで、1954番34、1954番36から1954番44まで、1955番1、1955番3から1955番77まで、1958番1、1958番2、1958番17から1958番31まで、1961番5及び1961番7から1961番9まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川市中央町1番1号

田川市町 伊藤 信勝

福岡県告示第706号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営都市公園に係る手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

施設の名称	指定管理者		委託期間
	所在地	名称	
福岡県営東公園	福岡市博多区板付五丁目11番2号	東洋緑地建設株式会社	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県営西公園			
福岡県営大濠公園（大濠公園能楽堂を除く。）	福岡市中央区白金一丁目21番16号	にしてつグループ公園管理団体（代表団体株式会社西鉄グリーン土木）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県営名島運動公園	宗像市日の里二丁目11番地1	宗像緑地建設株式会社	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県営天神中央公園（旧福岡県公会堂貴賓館を除く。）	福岡市中央区渡辺通五丁目4番3号	A・D・都市造園グループ（代表団体株式会社都市造園）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで
福岡県営春日公園	福岡市博多区千代一丁目17番1号	西部ガス・ファイブ共同事業体（代表団体西部瓦斯株式会社）	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

福岡県告示第707号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	川崎猪国線	田川郡川崎町大字川崎4556番13先から田川郡川崎町大字川崎4485番6先まで

福岡県告示第708号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第

3項の規定により公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 釈迦院
- 2 区域の所在地 宗像市大井
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宗像市大井字峠	1828番	1号及び2号
〃	1831番	3号及び4号
宗像市大井字前	1655番	5号から7号まで
〃	1663番	9号
〃	1694番1	10号
宗像市大井	2687番	8号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から6号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と6号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
宗像市大井字水上	1834番	1号
宗像市大井字宮ノ浦	1604番	2号
宗像市大井字前	1645番	3号
〃	1646番	4号
〃	1648番	5号
宗像市大井	2654番	6号

福岡県告示第709号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 注連原
- 2 区域の所在地 うきは市浮羽町田籠字日南片、字向注連原
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から23号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と23号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
うきは市浮羽町田籠字日南片	1865番3	1号から16号まで
〃	1865番3地先水路敷	22号及び23号
うきは市浮羽町田籠字向注連原	718番1地先道路敷	17号
〃	719番地先道路敷	18号
〃	723番	19号
〃	725番1	20号
〃	724番地先水路敷	21号

福岡県告示第710号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4070705415	特別養護老人ホーム杜の家 北九州市八幡西区大字畑 696-12	社会福祉法人 無何有の郷	平成24年 4月1日

福岡県告示第711号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人

福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
介護老人福祉施設	4070403854	特別養護老人ホーム ゆーとびあ宇佐町北九州市小倉北区宇佐町二丁目5番1号	社会福祉法人さわやか会	平成24年4月1日

福岡県告示第712号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時報4月号	雑誌 05167-4	株式会社竹書房	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

福岡県告示第713号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市福童字西内畑455番1及び455番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区美野島2-27-15、小郡市福童473-11

小関 亮祐、古賀 恵美香

福岡県告示第714号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大託間 大川線	前	大川市大字大野島3043番1先から 大川市大字大野島2999番1先まで	4.0 ～ 6.9	80.0
			後	大川市大字大野島3043番1先から 大川市大字大野島2999番1先まで	4.0 ～ 7.8	80.0

福岡県告示第715号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	八木山 若 宮 線	前	宮若市下 1437 番 1 先から 宮若市下 1436 番 1 先まで	7.3 ～ 10.7	49.5
			後	宮若市下 1437 番 1 先から 宮若市下 1436 番 1 先まで	7.3 ～ 10.7	49.5
			後	宮若市下 1437 番 1 先から 宮若市下 1436 番 1 先まで	7.0 ～ 16.0	54.5

福岡県告示第716号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	八木山 若 宮 線	宮若市下 1437 番 1 先から 宮若市下 1436 番 1 先まで

福岡県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直方	県道	岡 垣 宮 田 線	前	宮若市四郎丸 494 番 1 先から 宮若市四郎丸 131 番 1 先まで	6.2 ～ 50.0	834.8
			前	宮若市四郎丸 494 番 1 先から 宮若市四郎丸 131 番 1 先まで	12.0 ～ 50.0	800.0
			後	宮若市四郎丸 494 番 1 先から 宮若市四郎丸 131 番 1 先まで	6.2 ～ 50.0	834.8
			後	宮若市四郎丸 494 番 1 先から 宮若市四郎丸 131 番 1 先まで	12.0 ～ 50.0	800.0
			後	宮若市四郎丸 494 番 1 先から 宮若市四郎丸 30 番 2 先まで	6.3 ～ 50.0	890.0

福岡県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
----------	-------	-----	-------	-----	---------------	---------------

那珂	一般国道	385線	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	6.9 ～ 46.0	3,205.0
			前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 119.0	3,403.0
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	6.9 ～ 46.0	3,205.0
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0

福岡県告示第719号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方線 宗像線	前	宗像市吉留1170番先から 宗像市吉留1716番10先まで	12.0 ～ 24.0	615.0
			後	宗像市吉留1170番先から 宗像市吉留1716番10先まで	12.0 ～ 26.0	615.0

福岡県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	直方線 宗像線	宗像市吉留1776番2先から 宗像市吉留1723番6先まで

福岡県告示第721号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	添田線 赤池線	田川郡福智町赤池474番5先から 田川郡福智町赤池474番15先まで

福岡県告示第722号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志摩初字林シ452番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市西区富士見二丁目18番9-305号
吉村 大輔

公 告

公告

福岡県立あまぎ水の文化村条例（平成5年福岡県条例第28号）第6条第2項の規定に基づき、福岡県立あまぎ水の文化村の利用料金を承認したので同条第4項の規定により次のように公示する。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 名称
福岡県立あまぎ水の文化村
- 2 位置
朝倉市矢野竹831番地
- 3 利用料金の承認年月日
平成24年3月28日
- 4 利用料金
無料

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第1号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県会計管理局会計課に備え置きます。

平成24年4月10日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）が改正されたことに併せ、入札・契約等からの暴力団排除を強化するため、迅速に規則を改正する必要があるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）及び情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）の施行、並びに公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、同条第1項に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年3月30日